

30 高教特第875号

平成31年3月15日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

特別支援教育課長



教育相談に係る個人情報の取り扱いについて（通知）

日ごろから、本県の特別支援教育の充実に対しましてご指導、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、高知県教育委員会では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導、支援の充実や個人情報保護の観点から、今後は、県立特別支援学校が実施する教育相談に係る個人情報の取り扱いについては、別添のとおりとします。

つきましては、貴所属関係者に周知するとともに、適切に対応いただくようよろしくお願いいたします。

また、併せて保護者等への説明用のリーフレットを送付しますのでご活用ください。

なお、この文書は、電子メール発送のみとします。

< 連絡先 >

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課

担当：

TEL：088-821-4741

FAX：088-821-4547

E-mail：

(別添)

平成 31 年 3 月 15 日
高知県教育委員会事務局
特別支援教育課

教育相談に係る個人情報の取り扱いについて

高知県教育委員会は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、市町村（学校組合）教育委員会が、障害のある子供に対する教育支援を円滑に進めることができるよう、教育相談体制の整備を支援する。その中で、県立特別支援学校は、教育相談員派遣事業の実施を通じ、市町村（学校組合）教育委員会に対して適切な情報提供を行う。

市町村（学校組合）教育委員会は、域内に住所が存する子供の適切な就学についての責任を負っている。そのため、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いたうえで、適切な情報提供に努め、個人情報の取り扱いに留意しつつ、障害のある子供の就学先決定にかかわっていくことが求められている。

(参考：教育支援資料 平成 25 年 10 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

1 教育相談に係る個人情報の取り扱いについての基本的な考え方

(1) 所見書について

- ・所見書とは、市町村（学校組合）が、教育支援委員会の資料とすることを目的に、教育相談を実施した特別支援学校に依頼して作成された文書をさす。
- ・所見書には、法令等の規定^{※1}により、非開示とする個人情報が含まれるため、外部への公開は行わない。また、複製し配付しない。

※1：高知県個人情報保護条例第 16 条第 1 項第 7 号 事務事業に関する個人情報（参考資料 1）

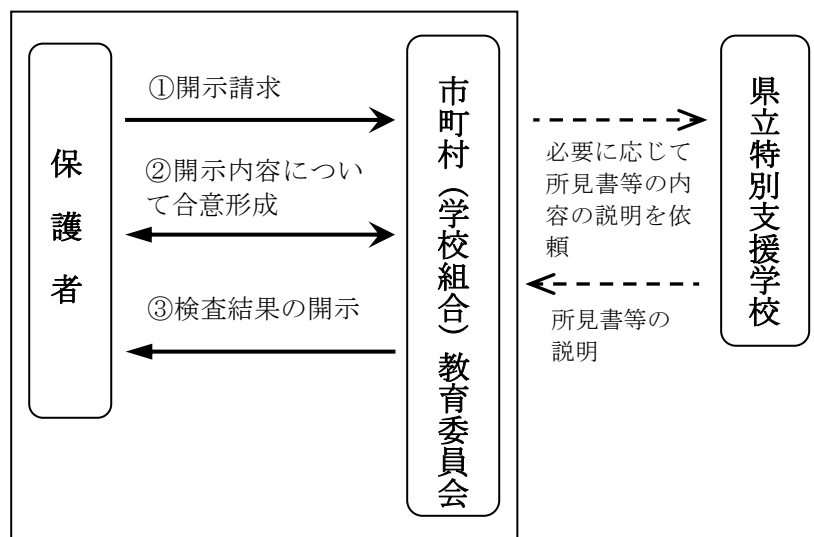
(2) 教育相談に係る個人情報の開示について

- ・個人情報保護の観点から、本人又は保護者及び保護者の承諾を得た専門家に開示することができる。
- ・本人又は保護者への開示については、2 の手続きにより市町村（学校組合）教育委員会が行う。また、保護者の承諾を得た専門家への開示については、3 の手続きにより特別支援学校が行う。
- ・本人又は保護者には、検査数値のみを開示し、その他の所見書の記載内容等は、適切と思われる内容を口頭で説明する。（参考資料 2）

2 市町村（学校組合）教育委員会が行う教育相談に係る個人情報の開示の手続きについて

〈基本的な流れ〉

- ・開示の内容について説明し同意を得る。
- ・開示資料（様式Ⅱ－1 に準ずる）を作成する。
- ・当日は運転免許証等で本人確認を行い、申請手続き（様式Ⅰ に準ずる）をする。
- ・開示資料（様式Ⅱ－1 に準ずる）を説明し、渡す。
- ・情報開示に関する記録簿（様式Ⅴ－1 に準ずる）を作成し、記録を残す。
- ・関係書類を保管する。



3 対象幼児児童生徒の関係する医療機関等（医師や心理専門職など）から、より専門的な情報（WISC-IV下位検査）の提供を求められた場合の手続きについて

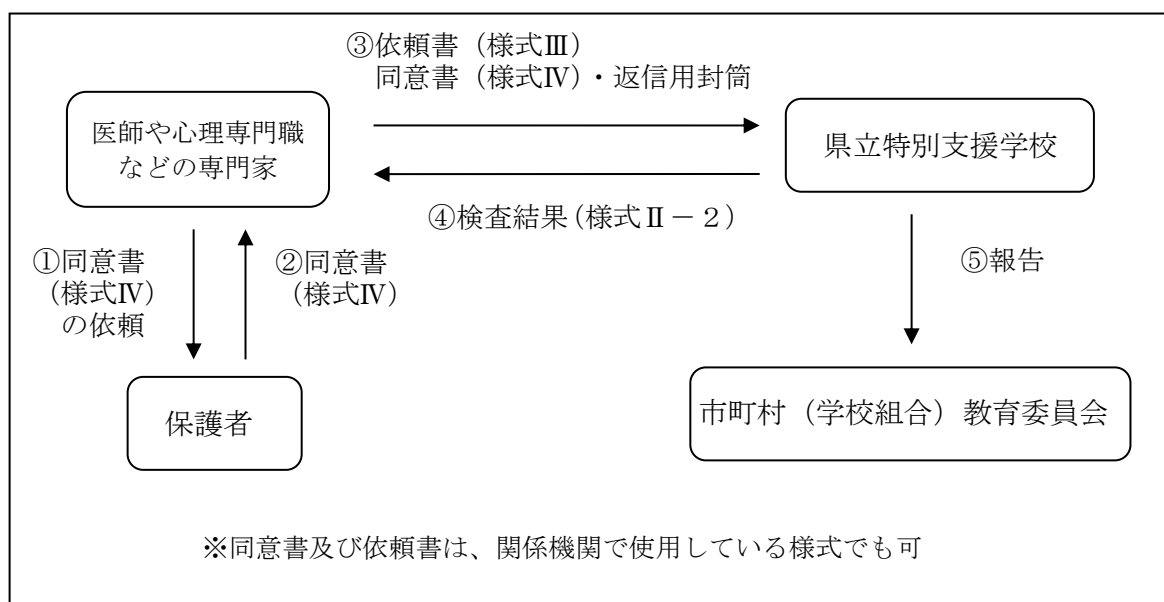
〈基本的な流れ〉

○医療機関等は、依頼書（様式Ⅲ）及び保護者の同意書（様式Ⅳ）、返信用封筒を特別支援学校に送付する。

○特別支援学校は

- ・開示資料（様式Ⅱ－２）を作成し、管理職の決裁を受けて、公文書として医師や心理専門職などの専門家に送付する。
- ・情報開示に関する記録簿（様式Ⅴ－２）を作成し、記録を残す。
- ・情報提供した旨を市町村（学校組合）教育委員会へ報告する。
- ・校内で関係書類を保管する。（５年）

※保管期間については、実情に応じて各校において適切な期間に延長可。



4 教育相談及び個人情報の開示に関する留意事項

- ・保護者から開示の要望があった場合には、開示の内容や方法について説明をしたうえで、申請を受け付ける。
- ・保護者等への開示に際しては、複数名で対応することが望ましい。
- ・教育相談を実施する場合は、必ず市町村（学校組合）教育委員会を介して実施し、所見書の作成をしていない者についての開示請求があった場合は、市町村（学校組合）教育委員会が特別支援学校に検査結果等の情報提供を依頼し対応する。その場合は、特別支援学校は「報告書」（様式Ⅱ－１の内容）として検査結果等を市町村（学校組合）教育委員会に提供する。手続きは所見書の場合と同様とする。
- ・特別支援学校は、市町村（学校組合）教育委員会に対し、実施した教育相談に係る内容については、十分な情報提供を行う。
- ・県立特別支援学校の幼稚部へ入学を希望する者と高等部の入学を希望する中学校の過年度の卒業生の教育相談に特別支援学校が直接対応した場合の個人情報の開示については、特別支援学校が行う。
- ・市町村（学校組合）教育委員会は、保護者や学校等から、より具体的な支援方法を知りたい等の要望があった場合は、巡回相談員派遣事業や特別支援学級等サポート事業につなげる等、継続した教育支援の検討をすることが望ましい。